

第 3 次男女共同参画基本計画に関する  
施策の評価等について  
(第 2 分野) (各府省作成資料)

**第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について**

(分野名) 第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

(施策名) 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

ア 男女の社会における活動の選択に中立的な社会制度の検討

エ 家族に関する法制の整備等

<p><b>1 主な施策の取組状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画会議監視専門調査会は、平成24年7月、税制及び社会保障制度の見直しの検討及び家族に関する法制の整備等を政府に求める「第3次男女共同参画基本計画の実施状況についての意見（「雇用・セーフティネットの再構築」及び「より多様な生き方を可能にする社会システムの実現」関係）」を取りまとめ。</li> <li>・男女共同参画会議は、平成24年7月の上記取りまとめ等を受けて、平成24年8月、税制及び社会保障制度の見直し及び関係方面の議論を深めるための幅広い情報提供並びに選択的夫婦別氏制度の導入等の民法改正等に関する基本計画に沿った検討等を政府に求める「男女共同参画会議専門調査会報告を踏まえた今後の取組事項及び当面の検討の進め方について」を決定。</li> <li>・男女共同参画会議監視専門調査会は、平成25年11月、婚姻適齢の男女統一、選択的夫婦別氏制度導入等に係る民法等の改正のための法案提出に向けた努力の継続等を政府に求める「女子差別撤廃委員会の見解への対応に係る取組状況及び同委員会に対する次期定期報告を準備する際に留意すべき事項について」を取りまとめ。</li> <li>・男女共同参画会議は、平成25年11月の上記取りまとめ等を受けて、平成26年4月、女子差別撤廃委員会の最終見解への対応について監視専門調査会の意見を踏まえた更なる取組の推進等を政府に求める「男女共同参画会議専門調査会報告等を踏まえた今後の取組事項について」を決定。</li> </ul>
<p><b>2 取組結果に対する評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策に対する監視を適切に行ったものと考えられる。</li> </ul>
<p><b>3 今後の方向性、検討課題等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画の視点に立って、引き続き適切に監視を行っていく。</li> </ul>
<p><b>4 参考データ、関連政策評価等</b></p> <p>(別添)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監視専門調査会「第3次男女共同参画基本計画の実施状況についての意見」(概要)(平成24年8月1日男女共同参画会議提出資料)</li> <li>・監視専門調査会「女子差別撤廃委員会の見解への対応に係る取組状況及び同委員会に対する次期定期報告を準備する際に留意すべき事項について」(概要)(平成26年4月25日男女共同参画会議提出資料)</li> </ul>

# 監視専門調査会「第3次男女共同参画基本計画の実施状況についての意見」(概要)

資料 1-2

- 監視専門調査会は、第3次男女共同参画基本計画に監視機能の強化が盛り込まれたことを受けて、平成23年2月に発足。
- 平成23年7月以降、同基本計画において喫緊の課題とされている以下の2つのテーマについての関係府省の施策の進捗状況を監視
- 政府に対し以下のような取組の一層の促進を求める。

## 雇用・セーフティネットの再構築

### 1 女性の参画促進、ディーセント・ワークの実現等

- 非正規労働者の均等・均衡待遇の確保の促進、正社員への転換の推進等に関する法整備を含めた検討
- 女性の起業のため、女性の起業経験者、弁護士・税理士等の専門家とのネットワーク構築の促進 など

- ※ 第一子出産前後の女性の継続就業率(平成17年～21年)  
パートタイム労働者・派遣労働者 … 18.0% (正規職員は52.9%)
- ※ 女性の有期契約労働者の育児休業取得率(平成22年度)…71.7%  
(女性全体では83.7%)

### 2 若者を始めとする雇用対策等の強化

- 若者の厳しい就職環境を踏まえた集中的かつ効果的な雇用対策
- 女性が就業継続できる環境の整備、大学生等に対する働き続けることの重要性の周知 など

- ※ 若者(15～24歳)の完全失業率(平成22年) … 9.4%(全年齢計は5.1%)
- ※ フリーター数は、平成21年以降増加(平成22年は183万人)

### 3 仕事と生活の調和の推進

- 男性の育児休業取得促進の取組強化
- 企業における仕事と生活の調和に向けた取組状況等の情報開示の検討 など

- ※ 週労働時間60時間以上の雇用者の割合(平成23年)  
30歳代男性 … 18.4% (雇用者全体では9.3%)
- ※ 男性の育児休業取得率 2.63% (平成23年)

### 4 東日本の被災地における雇用・セーフティネット

## より多様な生き方を可能にする社会システムの実現

### 1 税制及び社会保障制度の見直しの検討

- 配偶者控除の縮小・廃止を含めた見直しの検討
- 第3号被保険者制度の見直し及び非正規労働者の社会保険適用の拡大についての更なる検討
- 関係方面の議論を深めるための幅広い情報提供 など

### 2 家族に関する法制の整備等

- 選択的夫婦別氏制度の導入等の民法改正等について、引き続き、基本計画に沿って検討を進めること

### 3 男女共同参画に関わる調査研究、情報の収集・整備・提供

- 男女共同参画をめぐる基本的な意識の把握と、固定的性別役割分担意識を解消するためのより効果的な啓発活動の展開
- 統計における男女別データの整備 ※以下のうち男女別データの未整備のもの  
・基本計画に掲げられた人に関する成果目標の現状を示す統計  
・その他、基本計画に盛り込まれた施策に関する重要な統計(障害者、高等学校中途退学者等)
- 政策のPDCAサイクルに男女共同参画の視点を取り入れるための取組(意義、効果、具体的手法等の整理・共有、政策効果の把握に際しての男女別分析・評価等)の推進 など

### 4 全ての子育て家庭に向けた子育て支援策の充実

# 「女子差別撤廃委員会の見解への対応に係る取組状況及び同委員会に対する次期定期報告を準備する際に留意すべき事項について」(概要)

※平成25年11月22日公表

- 平成25年4月26日の男女共同参画会議における「女子差別撤廃委員会の見解の対応に係る取組状況の監視を行い、同委員会に対する次期定期報告を準備する際に留意すべき事項を含む意見の取りまとめを行う」旨の決定を受けて、25年5月以降、関係府省・NGOからのヒアリングを行いつつ、女子差別撤廃委員会の最終見解(平成21年8月)における指摘事項への各府省の対応状況の監視結果を意見として取りまとめ。

## 1. 女子差別撤廃委員会の最終見解への対応に係る取組状況に関する意見 → 政府に対し、以下の意見を踏まえた更なる取組を求める

### (1) 総論

- 第3次男女共同参画基本計画の具体的施策の一層の推進、最終見解の指摘事項についての締約国としての誠実な対応
- 地域における活動に関する先進事例等の情報収集・提供、ネットワークの構築
- 地域における取組が幅広い年齢層によって支えられるよう、とりわけ若年層に対して身近な問題に関わりを持たせるなどの男女共同参画への関心を高めるための情報提供、広報啓発

### (2) 各論

- 婚姻適齢の男女統一、選択的夫婦別氏制度導入等に係る民法等の改正のための法案提出に向けた努力の継続 等
- 「2020年30%の目標」に向けた計画的取組の継続、ポジティブ・アクションに取り組む企業の社会的評価が高まるような施策の推進 等
- 女性に対する暴力を始めとする男女共同参画に関わる研修の充実、「女性に対する暴力をなくす運動」と他の啓発活動との相乗効果が上がるような広報や取組の工夫 等
- 妊娠・出産を含めた心身の健康保持についての情報提供・相談体制の強化 等
- 配偶者等からの暴力被害者に関する情報等について多言語での情報提供の充実、離婚時の養育費取決めの際に調停手続等の利用を促進するための手続の一層の周知 等
- 女子差別撤廃委員会が今後表明する最終見解について国内本部機構の監視機能の一層の強化 等

## 2. 次期定期報告を準備する際に留意すべき事項 → 政府に対し、次期定期報告の準備に当たって以下の事項についての留意を求める

### (1) 総論

- 国連の定める報告書作成のガイドラインを踏まえて、現状分析、改善のための方策、進捗状況等とともに、現段階で実施困難な事項についての理由・今後の見通し等についても記載すること。
- 政府の取組と最終見解における個別の指摘事項との対応が明らかとなるように工夫すること。
- 報告作成に当たっては、NGO等との建設的対話を進めること。
- 女性の活躍を成長戦略の中核に位置づけた最近の取組についても盛り込むこと。
- 東日本大震災を機に顕在化した防災・復興における課題への対応について盛り込むこと。 等

### (2) 各論

- 嫡出でない子の相続分規定に関する平成25年9月の最高裁決定の内容とそれを踏まえた法改正状況を盛り込むこと。
- 女子差別撤廃条約選択議定書の批准についての政府内における具体的検討状況を盛り込むこと。
- 男女雇用機会均等法の間接差別の定義に関する労働政策審議会雇用均等分科会における議論の状況とこれを踏まえた対応状況を盛り込むこと。
- 性犯罪への対策の推進についての女性に対する暴力に関する専門調査会の提言内容を記載すること。
- 刑法の墮胎罪の規定に関する考え方、母体保護法に関する説明を盛り込むこと。
- 「すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約」の批准に関する検討状況・課題を盛り込むこと 等

### 第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

#### (分野名) 第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

#### (施策名) 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

##### イ 税制の見直しの検討

#### 1 主な施策の取組状況及び評価

- ・ 女性の働き方の選択に対して中立的な税制の検討については、これまで政府税制調査会において議論が行われ、平成26年6月11日に論点整理が行われたところである。

#### 2 今後の方向性、検討課題等

- ・ これまでの政府税制調査会の議論においては、税制における見直しの方向性として、以下の意見が示されている。
  - ① 女性の様々なライフステージにおいて中立的かつ公平な税制を目指すべき、
  - ② 制度的な対応が行われたものの「心理的な壁」が残っており、結果として配偶者の就労を抑制する効果をもたらしている現行の配偶者控除の仕組みは見直すべき。他方、
  - ③ 家族の助け合いや家庭における子育てを積極的に評価すべきとの観点から一定の斟酌を残すことも必要、との意見もあった。
- ・ また、政府税制調査会では、女性の働き方の選択に対して中立的な社会制度を構築していくためには、税制にとどまらず社会保険制度や企業の賃金制度等における課題に対しても合わせて検討が進められることが必要とされるとともに、税制としてどのような対応が考えられるか、これまでの議論を踏まえ、引き続き幅広く検討を進めることとされている。
- ・ 更に、個人所得課税について、経済社会の構造変化や厳しい財政事情等も踏まえ、所得再分配機能や財源調達機能といった、基幹税としての役割を適切に発揮させるため、課税ベースや控除の在り方等についても、中長期的な観点から、幅広く議論を行うこととされている。

#### 3 参考データ、関連政策評価等

- ・ 政府税制調査会における議論により、検討が進んでいると考えられる。

**第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について**(分野名) 第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革(施策名) 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し  
ウ 社会保障制度の検討**1 主な施策の取組状況**

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号。以下「年金機能強化法」という。）において、働き方に中立的な社会保険制度を目指す等の観点から、短時間労働者への厚生年金・健康保険の適用拡大や産休期間中の厚生年金保険料・健康保険料の免除等について規定されており、その円滑な施行に向けて必要な準備や周知に取り組んでいる。

**2 取組結果に対する評価**

働き方に中立的な社会保障制度については、社会保障審議会年金部会等において引き続き検討中。

**3 今後の方向性、検討課題等**

働き方に中立的な社会保険制度を目指す等の観点から、年金機能強化法の規定により、平成26年度から施行されている産休期間中の厚生年金・健康保険の保険料負担の免除等の着実な実施に取り組むとともに、28年10月からの短時間労働者への厚生年金・健康保険の適用拡大の円滑な施行に向けて、引き続き必要な準備・周知に取り組む。

本年実施した財政検証において、被用者保険の更なる適用拡大を行った場合等を仮定したオプション試算を行っており、それらの結果も材料として、制度見直しの検討を行っていく。

**4 参考データ、関連政策評価等**

【「日本再興戦略」改訂2014】（平成26年6月24日閣議決定）

社会保障制度については、①正社員等を夫に持つ女性の収入が130万円を超えた場合には、3号被保険者の資格を失い、社会保険料負担が発生し手取り収入が減少する逆転現象が生じるため、妻が働く時間を抑制する実態がある、②雇用主側としても労働時間が一定水準を超えると社会保険料負担が発生するため、就業時間を調整させる実態がある、③3号被保険者制度は自営業者等の妻や独身女性との関係で不公平である、との指摘があることに鑑み、経済財政諮問会議における議論を踏まえつつ、社会保障制度の持続可能性を高める観点や、女性の生き方・働き方に対してより中立的な制度の構築という観点を明示的に踏まえた上で、被用者保険の適用拡大や給付・負担の在り方等を含む包括的な検討を着実に進める。

**第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について****(分野名) 第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革****(施策名) 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し****エ 家族に関する法制の整備等**

<p><b>1 主な施策の取組状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 選択的夫婦別氏制度の導入について 国民の理解を得ながら検討を進めていく必要があるため、平成24年に内閣府において実施された「家族の法制に関する世論調査」の結果を法務省のホームページに掲載するなどして国民の間での議論が深まるように取り組んでいる。</li> </ul>
<p><b>2 取組結果に対する評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民の間で選択的夫婦別氏制度について議論される契機になったものと考えられる。</li> </ul>
<p><b>3 今後の方向性、検討課題等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き続き国民の間での議論が深まるように取り組み、その結果を参考にしながら選択的夫婦別氏制度の導入について検討を進めていきたい。</li> </ul>
<p><b>4 参考データ、関連政策評価等</b></p> <p>○ 選択的夫婦別氏制度に関する世論調査結果（内閣府「家族の法制に関する世論調査」（平成24年）より）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法律を改めてもかまわない…35.5%</li> <li>・ 夫婦は必ず同じ名字を名乗るべきだが、婚姻によって名字（姓）を改めた人が婚姻前の名字（姓）を通称としてどこでも使えるように法律を改めることはかまわない…24.0%</li> <li>・ 夫婦は必ず同じ名字（姓）を名乗るべきであり、現在の法律を改める必要はない…36.4%</li> <li>・ わからない…4.1%</li> </ul>

**第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について**

(分野名) 第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

(施策名) 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

オ 政府の施策等が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査等

<p><b>1 主な施策の取組状況</b></p> <p>内閣府において、政府の施策等が男女にどのような影響を与えるかに関して、毎年異なるテーマを設定して調査を実施した。</p>
<p><b>2 取組結果に対する評価</b></p> <p>平成 23 年度に実施した調査の報告が、「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画（「女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議」24 年 6 月決定）に反映されるなど、施策の策定に貢献した。</p>
<p><b>3 今後の方向性、検討課題等</b></p> <p>時宜を得たテーマを設定し、引き続き調査を行っていく。</p>
<p><b>4 参考データ、関連政策評価等</b></p>